

山形県 の 監査

監査のあらまし・令和2年度の監査結果

令和4年3月

 山形県監査委員事務局

山形県の監査

目 次

監査制度の概要

1	監査委員とは	P 1
2	監査委員の役割	P 1
3	監査等の種類	P 2
4	監査等の流れ	P 3

令和2年度の監査等結果

1	定期監査	P 4
2	行政監査	P 6
3	財政的援助団体等監査	P 7
4	決算審査等	P 8
5	内部統制評価報告書審査	P 12
6	住民監査請求による監査	P 13

	監査委員事務局	P 14
--	---------	-------	------

1 監査委員とは

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するため、地方自治法に基づき設置される、知事から独立した独任制の執行機関です。

本県の監査委員の定数は4名で、議員の中から選任される「議選委員」と、行政運営に関し優れた識見を有する「識見委員」で構成されています。

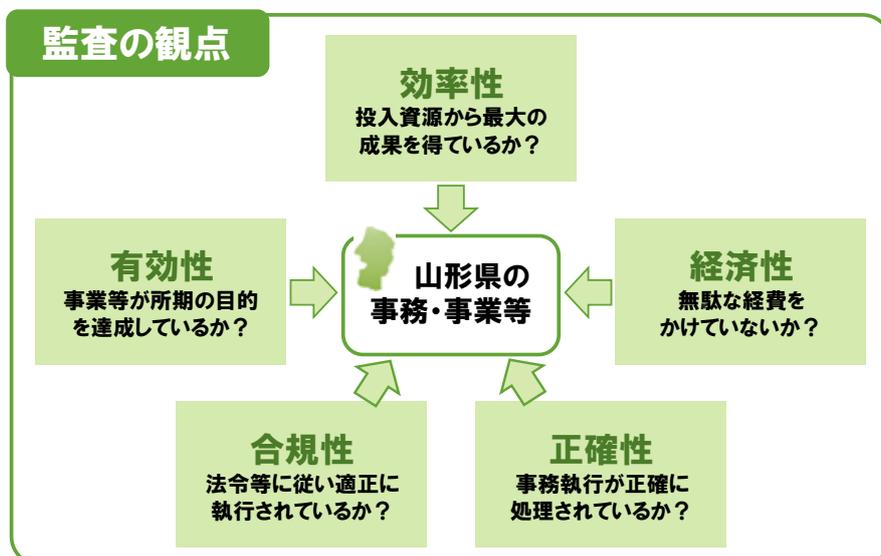
■ 山形県監査委員（令和3年4月1日現在）

氏名	区分	就任年月日
森 谷 仙一郎 (もりや せんいちろう)	議選委員 (非常勤)	令和3年3月19日
星 川 純 一 (ほしかわ じゅんいち)	議選委員 (非常勤)	令和3年3月19日
松 田 義 彦 (まつだ よしひこ)	識見委員 (常勤・代表監査委員)	令和3年4月1日
海老名 信 乃 (えびな しの)	識見委員 (非常勤)	令和元年7月14日

2 監査委員の役割

監査委員は、県の仕事について、法令等に従い適正に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点から監査を行い、問題点を指摘し改善を求めることにより、公正で効率的な行政運営の確保に努めています。

また、監査の結果については、県公報やホームページなどで県民の皆さんにお知らせするとともに、議会や知事等に提出しています。



3 監査等の種類

監査委員は、法令に基づき、様々な監査、検査、審査（以下「監査等」という。）を行っています。主な監査等の概要は、次のとおりです。

監査等の種類 (根拠法令)	概要
定期監査 (自治法 199 条①、④)	県の全機関における財務事務の執行や公営企業に係る事業の管理を対象とした監査。毎会計年度に一回実施。
随時監査 (自治法 199 条⑤)	定期監査以外に随時に行う監査。定期監査を補完する場合など、監査委員が必要と認めるときに実施。
行政監査 (自治法 199 条②)	県の事務の執行について、監査委員が特定のテーマを設定して行う監査。監査委員が必要と認めるときに実施。
財政的援助団体等監査 (自治法 199 条⑦)	県が出資や補助金を交付している団体等を対象に行う監査。監査委員が必要と認めるとき等に実施。
決算審査 (自治法 233 条②、公企法 30 条②)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算についての審査。毎会計年度に一回実施。
基金運用状況審査 (自治法 241 条⑤)	定額の資金を運用するために設置されている県の基金の運用状況についての審査。毎会計年度に一回実施。
健全化判断比率等審査 (健全化法 3 条①、同法 22 条①)	県の財政状況を表す指標である「健全化判断比率」、「資金不足比率」の審査。毎会計年度に一回実施。
内部統制評価報告書審査 (自治法 150 条⑤)	県（知事部局）の内部統制の整備・運用状況について評価した報告書の審査。毎会計年度に一回実施。
例月出納検査 (自治法 235 条の 2①)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納や保管状況についての検査。毎月実施。
住民監査請求による監査 (自治法 242 条④、⑤)	県の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等があるとして、県民からの請求に基づき行う監査。

自治法 = 地方自治法 公企法 = 地方公営企業法 健全化法 = 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

参考：外部監査制度

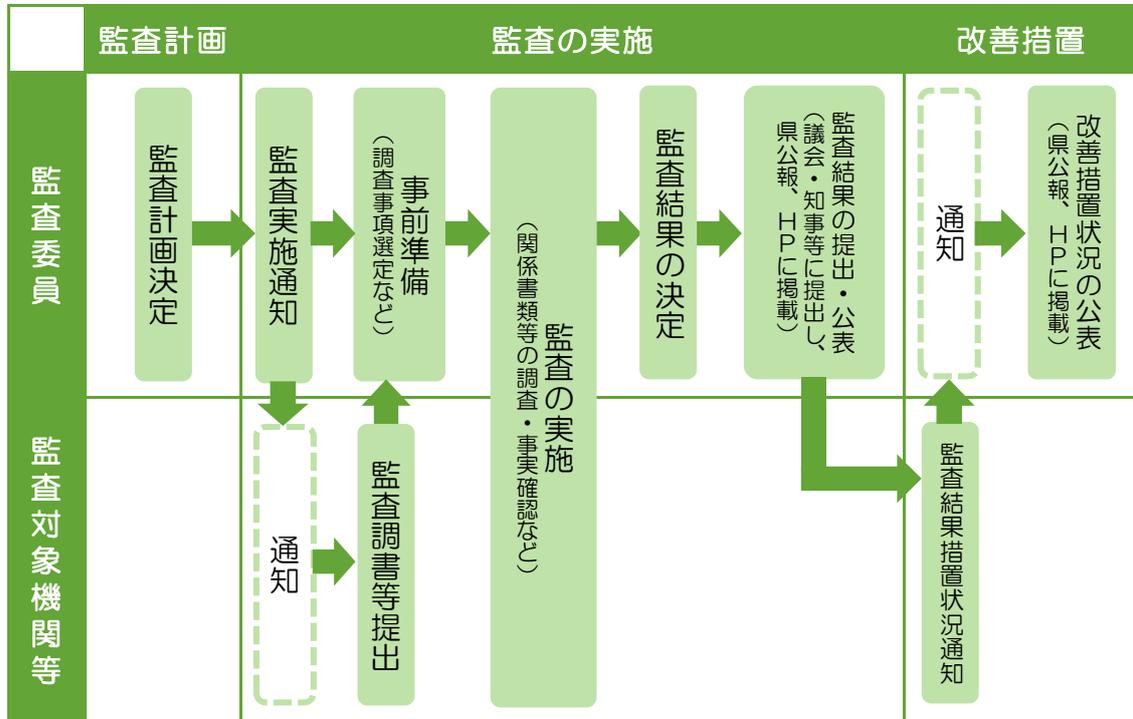
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、知事と契約を結んだ外部の専門的知識を有する第三者（公認会計士、弁護士など）が行う外部監査があり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成 11 年度から実施されています。

【包括外部監査】 県の事務・事業のうちから、外部監査人が必要と認めるテーマを選んで監査を行うもので、毎会計年度に 1 回以上行っています。

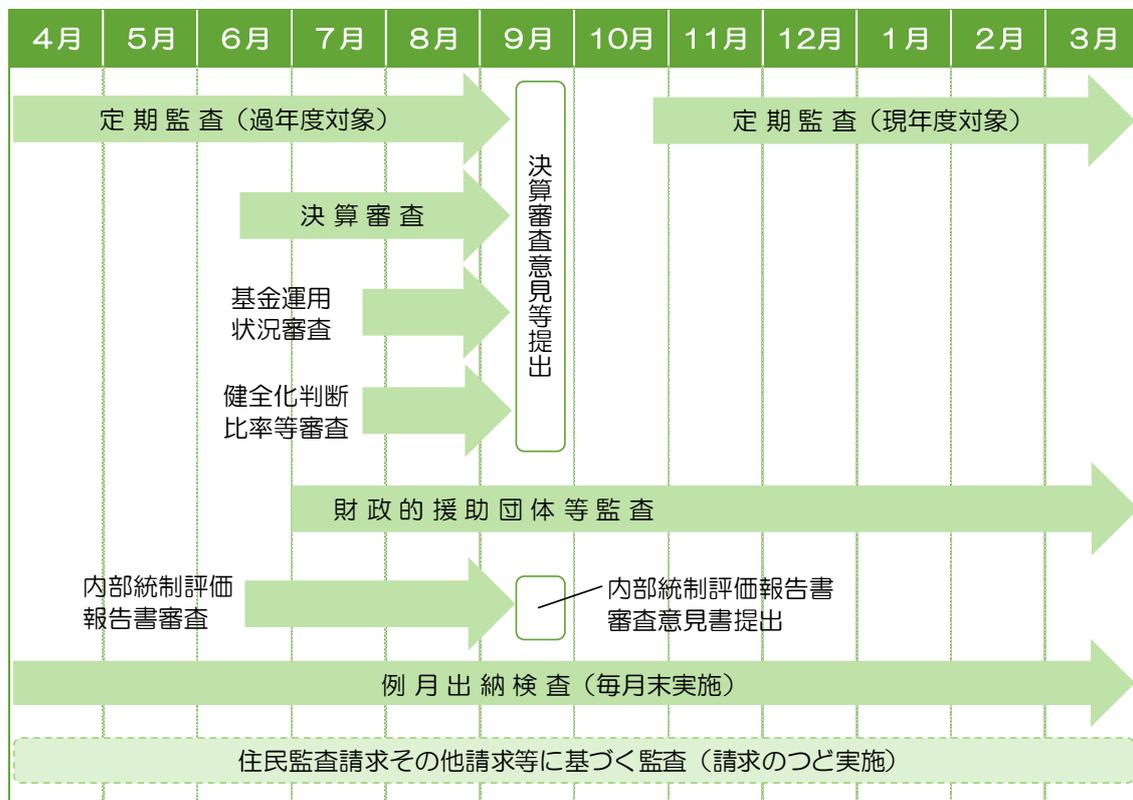
【個別外部監査】 ①直接請求による監査、②議会の請求による監査、③知事の要求による監査、④知事の要求による財政的援助団体等の監査、⑤住民監査請求による監査について、外部監査人によることを求められた場合、外部監査人が監査委員に代わり監査を行うものです。

4 監査等の流れ

■ 監査事務の流れ



■ 監査等の実施期間



※行政監査は定期監査と一体的に実施

1 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正で効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的で能率的かどうかを主眼として、令和2年11月から令和3年9月にかけて、本庁及び出先機関合わせて232機関を対象に実施しました。

■ 定期監査 実施機関数（令和2年度会計対象）

部局	実施機関数		
	本庁	出先機関	計
知事部局	68	60	128
教育委員会	8	66	74
企業局	1	5	6
病院事業局	1	4	5
県議会	1	—	1
警察本部	1	14	15
その他委員会*	3	—	3
計	83	149	232

※その他委員会：監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

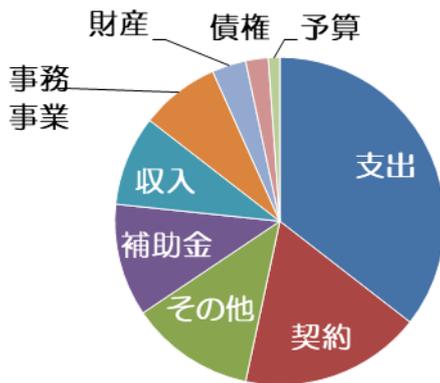
監査の結果

事務事業の執行等に関して是正又は改善を要するとして、指摘事項*又は注意事項*の対象となったものは90件(指摘36件、注意54件)であり、これは、前年度の79件を上回り2年連続の増加となりました。

■ 指摘・注意事項の件数

(単位：件)

区分	指摘	注意	計
支出事務	7	25	32
契約事務	10	6	16
補助金等交付事務	4	6	10
収入事務	3	5	8
事務事業の執行管理	3	4	7
財産管理	2	1	3
債権管理事務	—	2	2
予算執行等	1	—	1
その他 (前回の指摘事項等の改善が適切でないもの)	6	5	11
計	36	54	90



※指摘事項：法令等に違反し重大なもの、著しく妥当性を欠くもの、効率性、経済性等の観点から、明らかに改善を要するものなど

※注意事項：指摘には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があるもの、その他注意することが適当なもの

主な指摘・注意事項

主な指摘・注意事項の概要は次のとおりです。

○支出事務（32件）

- ・請求書を受理しているにもかかわらず、契約書や法令等で定められた支払期限までに支払をしていなかったもの
- ・履行検査が完了したものの、未請求を理由に、検査完了日から2か月を超えて代金の支払をしていなかったもの
- ・職員に対する諸手当の支給を誤ったもの など

○契約事務（16件）

- ・入札事務等に不備があり、入札を取り止めたものや、落札決定を取り消したもの
- ・契約保証金の徴収や変更の手续等が適切でなかったもの
- ・必要な契約書を作成していなかったもの など

○補助金等交付事務（10件）

- ・交付申請受理から交付決定まで又は額の確定日から支払までに要した期間が2か月を超えるなど、補助金等の交付事務が遅延したもの
- ・補助事業に要する経費の区分に大幅な増減があったにもかかわらず、交付要綱で定める変更承認手続を行っていないもの など

○収入事務（8件）

- ・収入の調定手続が調定すべき日から3か月を超えて遅延したもの
- ・高等学校の入学料の免除手続が2か月を超えて遅延したもの など

○事務事業の執行管理（7件）

- ・監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が機能していないもの
- ・国庫補助金に係る県の支払の事務手続に遺漏があったため、事業者が補助金の交付を受けていないもの など

○財産管理（3件）

- ・指定物品を知事の承認及び不用決定の手続を行わず廃棄したもの など

○債権管理事務（2件）

- ・財務規則に定める債権管理簿が作成されていないもの など

○予算執行等（1件）

- ・予算額の計上を誤り、予算の流用を行わず、不適切な科目で支出したもの

○その他（前回の指摘事項等の改善が適切でないもの）（11件）

前回の主な指摘事項等

- ・職員に対する諸手当の支給を誤ったもの
- ・支払期限までに支払をしていなかったもの
- ・契約保証金の変更の手続が適切でなかったもの など

適正執行に向けたポイント

（1）所属長によるマネジメントの強化

所属長は組織運営の責任者として重要な役割を担っています

- ・ひとたび事務処理の誤りが発生すれば、是正改善のための措置や原因の分析、再発防止策の検討・実施に多くの時間と労力が割かれることなどにより、その影響は県民や事業者など多方面に及ぶことにもなりかねません。
- ・所属長がマネジメント力を発揮して組織的な運営・管理体制の下、財務事務を適正に執行し効率的、効果的な業務の遂行を図る必要があります。

（2）内部統制の浸透・定着

- ・令和2年度から知事部局において本格施行された内部統制は、不適切な事務処理の未然防止に向けた職員の意識改革につながっていることが確認されました。
- ・財務事務の適正執行に向けては、引き続き本制度の一層の浸透・定着に取り組むことにより、事務処理に関する法令その他の規範の遵守、組織的なチェック機能の強化及び進行管理の徹底を図ることが望まれます。

2 行政監査

内部統制未実施の機関を対象に、財務事務の適正執行を確保するための自己点検等の取組状況の確認を、令和2年11月から令和3年9月にかけて、定期監査と一体的に実施しました。

なお、特定のテーマを設定した監査は実施しませんでした。

3 財政的援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上を出資している団体や県が補助金等の財政的援助を与えている団体等の中から監査対象団体として27団体を選定し、令和3年7月から令和4年3月にかけて、出納その他の事務の執行が財政的援助等の趣旨に沿って行われているか、また、法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどの観点から監査を実施しました。

■ 財政的援助団体等監査の状況（令和2年度会計対象）

実施機関類別・実施機関数				
出資団体	補助等団体	指定管理者 ^{※1}	債務保証団体 ^{※2}	合計（実数） ^{※3}
16	14	8	1	27

※1 指定管理者：県が設置した公の施設を管理運営している団体

※2 債務保証団体：県が借入金の元本又は利子の支払を保証している団体

※3 団体数合計：同一団体で複数の類別に該当する場合があるので、合計の延べ数と実団体数は異なる。

監査の結果

監査を実施した27団体のうち26団体の出納その他の事務の執行状況について、総体として適正に処理されていることが認められました。残る1団体については監査を継続中です。

監査実施団体一覧（令和2年度会計対象）

- 山形県公立大学法人
- 公立大学法人山形県立保健医療大学
- 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
- 公益財団法人山形県企業振興公社
- 山形県信用保証協会
- 公益財団法人やまがた農業支援センター
- 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 山形県土地開発公社
- 山形県道路公社
- 一般社団法人山形県私立学校振興基金協会
- 公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター
- 株式会社やまがた新電力
- 公益財団法人山形県産業技術振興機構
- 公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会
- 一般社団法人山形県系統豚普及センター^{※4}
- 公益財団法人山形県スポーツ協会
- 公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター
- 庄内海浜さとやまの会共同企業体
- 山形県青年の家管理企業体
- 公益財団法人山形市スポーツ協会
- 内外緑化株式会社
- 一般財団法人新庄市体育協会
- 東北警備保障株式会社
- 株式会社東北ホテルシステムズ
- 山形県食肉事業協同組合連合会
- 公益社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会
- 公益社団法人山形交響楽協会

※4 監査継続中

4 決算審査等

(1) 決算審査

○ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

審査の目的 決算の計数が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産の管理状況について審査しました。

審査の対象 令和2年度山形県一般会計及び10の特別会計

審査の結果 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数は、正確であると認められました。

また、予算執行、会計経理事務処理並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められました。

その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の克服と経済再生に向けて

新型コロナの感染拡大は、県民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼすとともに、地域経済に甚大な打撃を与えている。また、人々の価値観や生活様式も大きく変化しつつある。

今後も新型コロナ対策と併せて、ポストコロナを見据えて、時代の変化を捉えた取組を強力に進めていく必要がある。

(2) 持続可能な財政基盤の確立

本県の財政状況について、経常収支比率と将来負担比率が改善したものの、県債残高は3年連続で増加するとともに、今後も多額の財源不足が見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況が想定される。

今後、「第4次山形県総合発展計画」に基づいた県づくりを進めるうえで、歳入・歳出の両面から持続可能な財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い行財政運営を実現していく必要がある。

歳入においては、高い水準にある県税収入率の持続、未収金対策の推進などにより、自主財源の拡充に努める必要がある。

歳出においては、事務事業の見直しや改善、選択と集中の徹底による歳出の見直し、行政経費の節減、事務の効率化に一層努める必要がある。

○ 公営企業会計決算審査

審査の目的 決算の計数が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共の福祉増進の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

審査の対象 令和2年度流域下水道事業会計、企業局所管4事業会計（電気事業会計、工業用水道事業会計、公営企業資産運用事業会計及び水道用水供給事業会計）及び病院事業会計

審査の結果 各事業会計とも、決算関係書類は地方公営企業法その他の関係法令に準拠し、企業会計の原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。

また、各事業はその目的に沿って運営されていると認められました。

財務事務については、一部に是正、改善を要するものが見られたものの、総体として適正に行われていると認められました。

その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

流域下水道事業会計

本県の流域下水道事業は、これまで特別会計によって会計処理を行ってきたが、経営状況を的確に把握し、経営の透明性の確保や将来の更新投資の平準化を図るため、令和2年度から公営企業会計に移行し、今回が移行後初の決算となる。

事業は、流域下水道に接続している市町からの負担金等を財源として運営しているが、将来的な人口減少や下水道普及率の頭打ちなどにより汚水量の増加が見込めない中、今後、施設の老朽化に伴う改築費用の増大が見込まれ、さらに、大規模な地震や集中豪雨などの自然災害に際して、安定したサービスを供給することができる体制を確立することが重要になっている。

公営企業会計への移行を契機として、財務諸表の分析による経営状況を的確な把握を行い、計画的かつ適正な規模の施設整備・更新による費用の縮減や投資の平準化を図るなど、中長期的な視点に立った健全な事業経営を行う必要があるため、今後の経営環境の適切な見通しを踏まえた経営戦略を策定し、持続可能な経営基盤の確保に努められたい。

企業局所管4事業会計

公営企業の経営環境については、人口減少に伴う需要の減少などが見込まれる中、老朽化した設備が相次いで更新時期を迎えていることから、計画的な投資が必要となっている。また、近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害を最小限に抑え安定したサービスを供給する体制の確立などが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、「山形県企業局経営戦略」に基づき、社会情勢の変化や様々な課題に対応しながら持続可能な健全経営を行い、本県産業経済の発展と県民福祉の増進に寄与することを期待する。

病院事業会計

県立病院は、本県における高度医療、専門医療及び三次救急医療などを担うとともに、地域の基幹病院として、質の高い安全・安心な医療サービスを提供している。特に、新型コロナウイルスに対応するため、いち早く患者の受入れを行ってきたほか、感染に対する県民の不安解消と社会経済活動の再開を支援してきた。

今後も、各病院の役割と機能の明確化を図り、持続的・安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、「財務基盤の強化と財務事務の適正化」、「計画的な施設等の整備」、「医師や専門的な人材の確保・育成」及び「新型コロナウイルスへの対応」を進めることにより、県民に信頼される県立病院として、引き続き県民医療を守り支える使命を果たすよう期待する。

(2) 基金運用状況審査

審査の目的 定額の資金を運用するために設置されている基金について、運用状況を示す書類が正しく作成されているか、基金の設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているか審査しました。

審査の対象 令和2年度山形県土地開発基金

審査の結果 計数は正確であり、基金の設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。

(3) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

審査の目的 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標が適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。

審査の対象 令和2年度健全化判断比率、令和2年度資金不足比率（公営企業各会計（6会計）と土地取得事業及び港湾整備事業の2特別会計を合わせた8会計）

審査の結果 各比率は次のとおりであり、算定に誤りはないと認められました。

■ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—（黒字）	—（黒字）	11.9%	235.0%
早期健全化基準 [※]	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%

■ 資金不足比率

	資金不足比率	
	病院事業会計	病院事業会計以外
算定結果	14.1%	—（資金不足なし）
経営健全化基準 [※]	20.0%	

※ 早期健全化基準・経営健全化基準：
地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。
財政状況を表す各指標がこれらの基準を上回る場合には、法に基づき健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

(4) 例月出納検査

検査の目的 毎月一回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管状況が適正かについて検査しました。

検査の対象 会計局所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金並びに県土整備部、企業局及び病院事業局所管の公営企業各会計

検査の結果 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も適正に行われていると認められました。

5 内部統制評価報告書審査

地方自治法の一部改正により令和2年度から導入された内部統制の整備・運用状況を評価した報告書について、知事の依頼に基づき審査を行い、意見書を提出しました。

審査の目的

山形県内部統制に関する基本方針に定める取組が適切に実施され、目的が達成されているかどうか

1 評価手続について

(1) 内部統制の対象となる事務について過不足なく評価が行われているか

(2) 評価項目に対応する内部統制の体制整備及び運用の状況が適切に把握されているか

2 評価結果について

(1) 「重大な不備」に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

(2) 評価基準日までに「重大な不備」が是正されているか

審査の対象

令和2年度山形県内部統制評価報告書

審査の結果

内部統制の評価手続については、結果として内部統制により把握できなかった不備が複数の所属で散見されたものの、おおむね適切に行われていると認められました。

評価結果についても、おおむね適切に行われていると認められました。

その他、監査委員が付した意見は次のとおりです。

内部統制の徹底とさらなる定着に向けて

令和2年度が内部統制制度の実施初年度であることを踏まえ、本制度の運用の徹底と定着に向け、以下のとおり意見を付すので留意されたい。

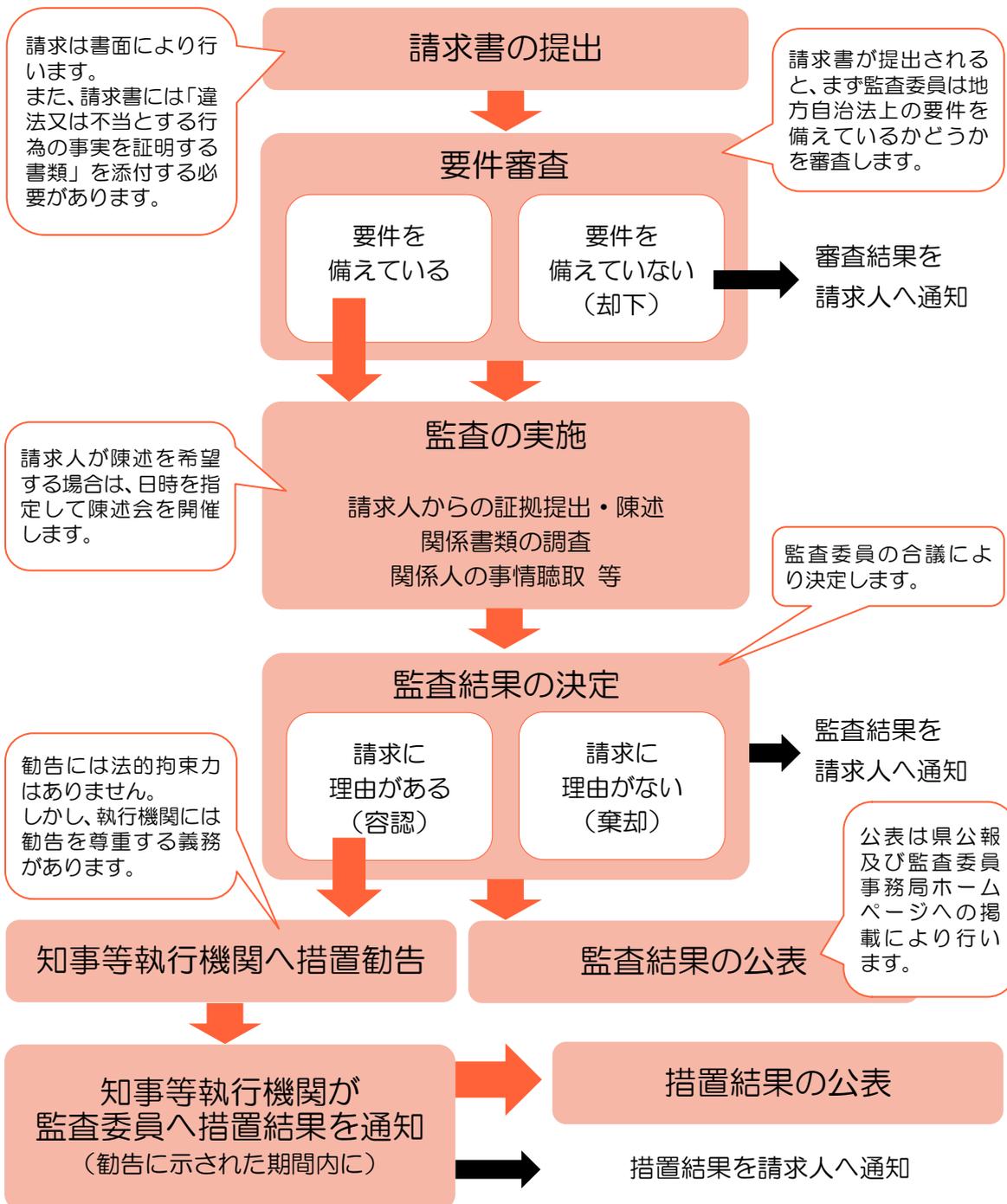
- 1 本制度の実施は、不適切な事務処理の未然防止に向けた職員の意識改革につながっており、その整備・運用状況について継続的な検証と見直しを行い、さらなる浸透を図られたい。
- 2 内部統制推進部局においては、各所属に共通する課題等に対して、改善策の一層の共有化を図り、不備の発生防止につなげられたい。
- 3 各所属においても、所属長が先頭に立って所属職員に対する周知・浸透に努め、評価シートに盛り込まれたリスク対応策が確実に実施されるよう取り組まれたい。

6 住民監査請求による監査

住民監査請求は、県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

令和2年度は1件の請求がありました。地方自治法に定める要件を備えていない請求であったため、監査は実施しませんでした。

住民監査請求の主な流れ

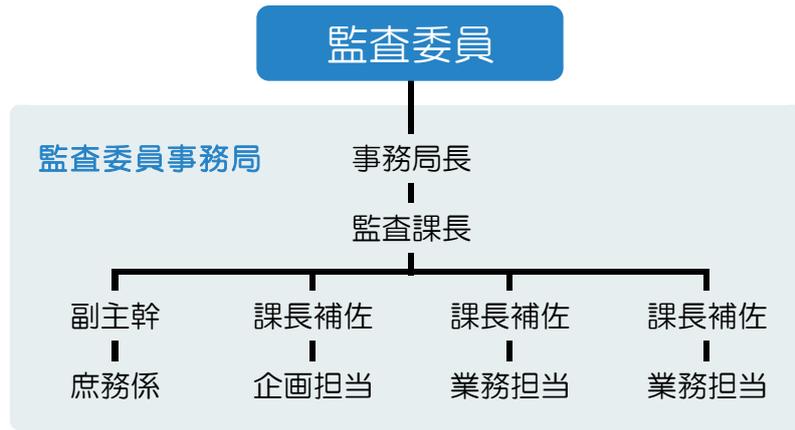


※ 詳しくは監査委員事務局ホームページをご覧ください

監査委員事務局

監査委員の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。事務局長以下16名が、監査委員の指揮監督のもと、事前の調査や検査を行っています。

■ 監査委員事務局組織図（令和3年4月1日現在）



監査委員事務局ホームページ

監査委員事務局のホームページでは、各種監査の結果やそれに対する改善措置の状況、決算審査意見書などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

山形県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/>
 （トップページ > 組織から探す > 監査委員事務局）

山形県 監査 検索

監査委員事務局

担当別業務とお問い合わせ先

担当	担当業務	お問い合わせ先
企画担当	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計及び特別会計に係る監査、検査及び審査並びに結果の公表 住民監査請求及び選挙請求に基づく監査 議会の請求による監査 知事の請求による監査 	電話番号：023-630-2297 ファックス番号：023-630-2019
業務担当	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計に係る監査、検査及び審査並びに結果の公表 行政監査 財政的補助団体等の監査 包括外部監査の結果の公表 	電話番号：023-630-2783 ファックス番号：023-630-2019
総務担当	—	電話番号：023-630-2041 ファックス番号：023-630-2019

1決算審査等意見書の知事への提出

令和2年度の「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」、「流域下水道事業会計決算審査意見書」、「公営企業会計決算審査意見書」、「病院事業会計決算審査意見書」、「健全化利比率及び資金不足比率審査意見書」及び「内部統制評価報告書審査意見書」を、令和3年9月17日に知事に提出しました。

山形県の監査

監査のあらまし・令和2年度の監査結果

令和4年3月発行

発行 山形県監査委員事務局（山形県庁 16 階）
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
電話 023-630-3186

山形県ホームページ
<https://www.pref.yamagata.jp/>
（トップページ＞組織から探す＞監査委員事務局）

